

社会福祉法人みちのく協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職場での活躍を目指し、全職員が働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

■ 令和2年 9月1日 ～ 令和5年 8月31日

2. 目 標

■ 年休取得を5日+1日(マイバースデー休暇)を完全取得する。

3. 取組内容

- 令和2年9月～ 会議毎に呼びかけ目標を周知してもらう。
- 令和3年9月～ 目標未達成の職員へのヒアリング実施。
- 令和4年9月～ 完全取得達成。